

第 1 4 4 8 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則	4
甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6

[告 示]

入札告示	7
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示	10
包括外部監査契約の締結告示	11
一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示	12
入札告示	13
犬又は猫の引取り告示	16
予防接種実施公告	17
甲府市簡易水道等事業者の業務に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を指定する旨の告示	19
地方自治法施行令第158条1項の規定に基づく収納事務の委託告示	20

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定告示	21
地方自治法施行令第158条1項の規定に基づく収納事務の委託告示	22
地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の指定告示（4件）	23
指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	27
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	28
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	29
指定居宅介護支援事業者の廃止公示（2件）	30
犬又は猫の引取り告示	32
指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定公示	33
開発行為に関する工事の完了公告	34
住民票を職権消除した者の公示	35
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	36
道路区域の決定告示	39

道路の供用開始告示（2件）	40	令和2年度補正予算の公表	72
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達	42	開発行為に関する工事の完了公告	73
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	43	差押調書（謄本）公示送達	74
生活保護法等指定介護機関廃止公示	44	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	75
生活保護法等指定介護機関休止公示	45	開発行為に関する工事の完了公告	77
生活保護法等指定介護機関変更公示	46	介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	78
生活保護法等指定医療機関廃止公示	47	甲府市議会臨時会招集告示	79
生活保護法等指定医療機関変更公示	48	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	80
生活保護法の規定に基づく指定医療機関指定公示	49	後期高齢者医療保険料督促状公示送達	82
固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達	50	後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	83
土壤汚染対策法第6条第1項の規定による特定有害物質によって汚染されている区域の指定告示	51	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	84
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	52	令和元年度補正予算の公表	85
犬又は猫の引取り告示	54	住宅使用料督促状公示送達	86
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	55	指定障害児通所支援事業者事業廃止公示	87
国民健康保険被保険者証無効告示	57	指定障害福祉サービス事業者の指定公示	88
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	58	指定障害児通所支援事業者の指定公示（2件）	89
道路区域の変更告示	60	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	91
道路の供用開始告示	61	[教育委員会]	
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	62	甲府市立学校校舎等使用料条例に係る施設の使用料の収納事務の委託告示	94
配当計算書・充当通知書公示送達	63	[監査委員会]	
墓地使用料督促状公示送達	64	包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	95
犬の捕獲、抑留をした旨の告示	65	[農業委員会]	
配当計算書・充当通知書公示送達	66	甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	96
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	67	[上下水道局]	
犬又は猫等の収容告示	69	下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	97
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	70	下水道工事指定店の指定告示	98

入札告示（3件）	99
[甲府市災害対策本部]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	108
[甲府市地震災害警戒本部]	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	132
[任免辞令]	
市長事務部局	149
教育委員会	156

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第33号

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市中小企業振興融資条例施行規則（昭和55年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「又は」を「、新型コロナ対策つなぎ資金（新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）の感染拡大に伴い特に緊急を要すると認められる運転資金をいう。）又は」に改める。

別表第1中

「

普通資金（設備資金）	1,250万円以内	7年以内	6月据置 78回元金均等償還	を
------------	-----------	------	-------------------	---

」

「

普通資金（設備資金）	1,250万円以内	7年以内	6月据置 78回元金均等償還	に
新型コロナ対策つなぎ資金（運転資金）	50万円以内	2年以内	12月据置 12回元金均等償還	

」

改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 新型コロナ対策つなぎ資金の融資に係る規定は、令和2年4月23日から同年5月29日までの期間に当該資金の融資の申込みを行う者に限り、適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（平成13年5月規則第30
号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「第2条第4項」を「第13条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

告示

甲府市告示第178号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第3号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成22年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がある者でないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和2年4月1日（水）～令和2年4月10日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年4月10日（金）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和2年4月1日（水）～令和2年4月10日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和2年4月10日（金）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年4月17日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-3

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第179号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和2年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和2年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 柴山 聡
(2) 住所 甲府市上小河原町1124番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

甲府市告示第181号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 公園便所清掃等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年4月1日（水）～令和2年4月10日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和2年4月10日(金)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和2年4月1日(水)～令和2年4月10日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和2年4月10日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年4月23日(木) 午前9時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第183号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年4月6日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市下向山町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：2ヵ月齢位、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

種類	対象者		場所
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		定期接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
Hib（ヒブ）	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
四種混合 (DPT-IPV) 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満であって小学校就学前の1年間にある者	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
日本脳炎	第2期	9歳以上13歳未満の者	

日本脳炎	特例※ ¹	平成7年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた者	定期接種市内指定医療機関一覧 (別掲)
二種混合(DT) ジフテリア 破傷風	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		
高齢者肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者(身体障害者手帳1級相当) 		高齢者肺炎球菌予防接種市内指定医療機関一覧(別掲)
風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	市内の医療機関等一覧表(別掲)

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項、第2項及び第3項の規定に基づき、甲府市簡易水道等事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定するため、告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 出納取扱金融機関 | 株式会社 山梨中央銀行 |
| 2 | 収納取扱金融機関 | 株式会社 三井住友銀行 |
| | | 株式会社 りそな銀行 |
| | | 甲府信用金庫 |
| | | 山梨信用金庫 |
| | | 中央労働金庫 |
| | | 山梨県民信用組合 |
| | | 山梨県信用農業協同組合連合会 |
| | | 笛吹農業協同組合 |
| | | 山梨みらい農業協同組合 |
| | | 株式会社ゆうちょ銀行（口座振替に限る。） |
| 3 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
レッドホースコーポレーション株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
豊洲フォレシア9階
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社 さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ベリトランス株式会社
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7
デジタルゲートビル5階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
山梨中銀ディーシーカード株式会社
甲府市武田二丁目9番4号
三菱UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

令和2年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

甲府市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の1第2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び第115条の20の規定により公示する。

令和2年4月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101745 |
| 2 | 事業所の名称 | 愛の家デイサービス甲府増坪 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市増坪町338 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 埼玉県さいたま市
大宮区大成町1-212-3
メディカル・ケア・サービス株式会社
代表取締役 山本 教雄 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

介護保険法70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和2年4月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105332 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター郷 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国母8丁目8-6 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市国母8丁目8-6
株式会社丸盛
代表取締役 清水 憲一 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第195号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和2年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和2年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104178 |
| 2 | 事業所の名称 | ダイナ東居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市里吉2-6-27 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 ダイナ
代表取締役 佐藤 隆 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月31日 |

甲府市告示第197号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和2年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103006 |
| 2 | 事業所の名称 | ケアプラン鶴千亀万 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市岩窪町347番地1
シャイン岩窪102号室 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 甲斐の国たいせつ
代表取締役 高橋 克己 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年3月10日 |

甲府市告示第198号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年4月7日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市下向山町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：2ヵ月齢位、首輪なし

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第199号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づき指定介護予防通所介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和2年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970801260 |
| 2 | 事業所の名称 | フクエス昭和 |
| 3 | 事業所の所在地 | 中巨摩郡昭和町西条5278 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市川田町367-1
ドリームワークス株式会社
代表取締役 河野 恭平 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和2年4月1日 |

甲府市告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字整理地608番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市和戸町920番地 2-405号
竜澤 泉

甲府市告示第201号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年4月7日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第202号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 三葉自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	平賀栄嗣	渡辺真太郎
代表者 住所	甲府市富士見1丁目20番13号	甲府市湯村1丁目4番3号

3 変更年月日 令和2年3月22日

甲府市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	青木明雄	末木榊
代表者 住所	甲府市小松町492番地1	甲府市小松町385番地

3 変更年月日 令和2年3月20日

甲府市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者氏名	斉藤忠男	小林哲郎
代表者住所	甲府市中町295番地2	甲府市中町148番地

3 変更年月日 令和2年3月20日

甲府市告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月23日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1628
- 3 路線名 岩窪町中線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市岩窪町359番7地先から 甲府市岩窪町4976番1地先まで	5.0m～ 10.5m	350.8m	

甲府市告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月23日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	岩窪町中線	甲府市岩窪町 359番7地先から 甲府市岩窪町 4976番1地先まで	350.8	令和2年 4月9日

甲府市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年4月23日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月9日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	出張所前通り線	甲府市宮原町 1333番1地先から 甲府市宮原町 1332番1地先から	52.8	令和2年 4月9日

甲府市告示第208号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書
平成31年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼更正通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	菊 島 建	花 田 尚 則
代表者 住 所	甲府市西下条町788番地	甲府市西下条町633番地1

3 変更年月日 令和2年3月21日

甲府市告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関廃止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、廃止年月日
別紙のとおり

甲府市告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関休止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関休止届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、休止年月日
別紙のとおり

甲府市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関変更届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、指定医療機関として次の者を指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和2年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 名称 | 暮らしの保健室 こうふ薬局 |
| 2 所在地 | 甲府市朝日3-11-28 |
| 3 開設者 | 株式会社クロスリアルティコンサルタンツ
代表取締役 後藤貴仁 |
| 4 指定の期間 | 令和2年3月1日から令和8年2月28日 |
| 5 指定番号 | 生薬甲 1-23 |

甲府市告示第216号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和2年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部課税管理室資産税課 |

甲府市告示第217号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和2年4月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定する区域
甲府市宮原町字西条下河原1007番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

甲府市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	大 久 保 洋 一	長 田 良 一
代表者 住 所	甲府市大和町3番13号	甲府市塩部三丁目16番13号

3 変更年月日 令和2年3月22日

甲府市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 北大路自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	渡 邊 雅 雄	藤 原 正 貴
代表者 住 所	甲府市湯田1丁目14番2号	甲府市湯田1丁目12番8号

3 変更年月日 令和2年3月14日

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和2年4月17日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和2年4月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市宝一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：白
- 6 その他の特徴：5～6ヵ月齢位、迷彩柄で布製の首輪（青いワイヤー付き）、人馴れしている

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和2年4月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市高齢者支援計画及び障がい者福祉計画策定支援業務

2 業務概要

本業務は、令和2年3月に策定した本市の保健福祉に係る施策の総合的な計画である「第4次健やかいきいき甲府プラン」に包含される5分野の個別計画のうち「高齢者支援計画」及び「障がい者福祉計画」の計画期間が、令和2年度で終了することから、令和3年度を初年度とする次期計画を策定するものである。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和3年3月31日（水）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

(1) 公募型プロポーザル実施要項、選考方法、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 福祉保健部 福祉保健総室 総務課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5388
FAX 055-228-4889
電子メール hukusissm@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第222号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和2年4月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和2年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

戸籍総合システム更新等業務

2 業務概要

本市では、戸籍総合システムを導入することにより、これまで戸籍や附票などを一元管理し安全性や安定性を向上させ、事務の効率化及び市民サービスの向上を図ってきた。

現在の戸籍総合システムについては、現行の運用保守に関する履行期間が令和2年12月31日をもって満了することから、戸籍総合システムの更新を行う。更新にあたっては、より質の高い市民サービスの提供を継続的に実現するため、事業者のノウハウや経験を生かした豊富な技術を活用することができる事業者を得るため公募型プロポーザルを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 税を滞納していないこと。
- (7) 本業務に類似する十分な実績及び能力を有していること。

5 手続等

- (1) 戸籍総合システム更新等業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 事務局

甲府市役所 市民部 市民総室 市民課

山梨県甲府市丸の内1-18-1

TEL 055-237-5349

甲府市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年5月1日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 460
- 3 路線名 下飯田敷島線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下飯田4丁目1435地先から 甲府市池田3丁目107番1地先まで	3.0～ 9.0	2092.1
新	甲府市下飯田4丁目1435地先から 甲府市池田3丁目107番1地先まで	3.0～ 17.2	2092.1

甲府市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和2年5月1日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	下飯田敷島線	甲府市下飯田4丁目 1435地先から 甲府市池田3丁目 107番1地先まで	2092.1	令和2年 4月20日

甲府市告示第226号

介護保険法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1371003318 |
| 2 | 事業所の名称 | リハビリデイサービス nagomi 目黒中央町店 |
| 3 | 事業所の所在地 | 東京都目黒区中央町1-19-14
Medith 学芸大学1階 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 nCS
代表取締役 小川 義行 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和2年2月29日 |

甲府市告示第227号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第27287号
充当通知書 市民発第27288号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第228号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 墓地使用料督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第229号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項の規定に基づき、次の犬を捕獲、抑留したため、同条第2項の規定により告示する。

この犬の所有者は、令和2年4月21日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

令和2年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 捕獲場所：甲府市下向山地内
- 2 種類：雑種
- 3 性別：オス
- 4 毛の色：黒
- 5 その他の特徴：2～3ヵ月齢位、首輪なし

【連絡先】 甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第230号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第254号
充当通知書 福発第255号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申請書の提出を招請する。

令和2年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 公募対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 契約番号 | (業務委託) 第160号 |
| (2) 業務名称 | 令和2年度人権啓発に関するパネル展等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 公募参加資格

次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に事務所等を設置し、長年にわたり人権啓発活動を実施している法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。

3 参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年4月20日(月)～令和2年4月28日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前8時30分～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市市民部市民協働室人権男女参画課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5120
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 その他・公募型/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和2年4月20日(月)～令和2年4月28日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前8時30分～午後5時
 - イ 場所 甲府市市民部市民協働室人権男女参画課
甲府市丸の内1丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5120

4 参加申請の手続き等

その他参加申請に関する手続きや審査等に関する内容は、「令和2年度人権啓発に関するパネル展等業務委託に関する公募要領」を参照すること。

甲府市告示第232号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和2年4月27日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和2年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市岩窪町内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
電話：055-237-2550

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請します。

令和2年4月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市統合型 GIS 更新・運用業務
- 2 業務概要
 - (1) 統合型 GIS の更新業務
 - (2) 統合型 GIS の運用業務
- 3 履行期間
 - (1) 更新業務 契約締結日から令和3年1月31日まで
 - (2) 運用業務 令和3年2月1日から令和8年1月31日まで
- 4 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (3) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 租税を完納していること。
 - (7) 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似した業務の実績を有していること。
 - (8) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、統合型 GIS 構築業務等に精通した者を従事させることができること。
- 5 企画提案書等の提出期限並びに提出場所
実施要領参照
- 6 主催及び事務局
主催者 甲府市
事務局 甲府市役所 総務部 行政管理室 情報政策課
山梨県甲府市丸の内1-18-1
電話 055-237-5214

メール jkanri@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第234号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和2年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

令和2年4月21日

甲府市長 樋口 雄一

令和2年度甲府市一般会計補正予算（第1号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上曾根町字姫宮4492番1及び4493番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上曾根町3143番地1
株式会社降矢商店
代表取締役 降矢達雄

甲府市告示第236号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 福発第163号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

甲府市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上石田三丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	塩 野 芳 和	長 瀬 博 生
代表者 住 所	甲府市上石田三丁目12番5号	甲府市上石田三丁目1番31号

3 変更年月日 令和2年4月1日

甲府市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 徳行南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	水 落 宏	矢 澤 詳 路
代表者 住 所	甲府市徳行三丁目5番6号	甲府市徳行四丁目1番3号

3 変更年月日 令和2年3月29日

甲府市告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字高条649番2、649番3、651番、651番2、
651番3、651番4、652番1及び654番3
以上8筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町2501番地
市 村 省 吾

甲府市告示第240号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和2年4月10日 |
| 3 | 項目 | 平成31年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市役所福祉保健部福祉支援室介護保険課 |

令和2年5月1日午後1時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和2年4年27日

甲府市長 樋口 雄一

付議事件

- 1 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 2 専決処分について（令和元年度甲府市一般会計補正予算（第7号））
- 3 専決処分について（甲府市市税条例等の一部を改正する条例制定について）
- 4 専決処分について（令和2年度甲府市一般会計補正予算（第1号））
- 5 令和2年度甲府市一般会計補正予算（第2号）
- 6 令和2年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 10 令和2年度甲府市一般会計補正予算（第3号）

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和2年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

- (1) 令和2年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務
(自立相談支援事業訪問支援)
- (2) 令和2年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務
(一時生活支援事業)

2 業務概要

平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の必須事業とあわせ、地域の実情によりサービスを提供する任意事業により、生活困窮者を多面的に支援することとされ、生活困窮者の多様なニーズをいち早く把握し、それに対応する緊急的な支援を行う必要があるとしている。

本市では、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業に加え、平成28年度より生活困窮の早期発見・早期支援に努め、緊急的な自立支援を行う必要があるため、自立相談支援事業内に訪問して支援を行う訪問支援事業と、任意事業である一時生活支援事業を、業務委託にて実施している。

令和2年度においても本業務を行うが、受託者選定にあつては、豊富な経験と独自のノウハウを持つ事業者から広く企画提案を募集する中で選定することが有効であることから、公募型プロポーザル方式にて実施する。

3 委託期間

令和2年6月1日から令和3年3月31日とする。

4 参加資格

次の要件全てに該当する団体とする。

- (1) 生活困窮者自立支援に類する取組実績があること。
- (2) 市内に事務所を有すること。または、市内を活動エリアとすること。
- (3) 市内で自主的に活動している営利を目的としない法人格を有する民間の団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 法人の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定す

るもの)に該当しないこと。

(7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しないこと。

5 手続等

(1) 令和2年度 甲府市生活困窮者自立支援事業業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)等の配布

募集要項、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 福祉保健部 福祉支援室 生活福祉課 生活支援係

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL: 055-237-5742

FAX: 055-228-4889

甲府市告示第243号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第244号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月27日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 新田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	辰 巳 義 正	天 野 茂 次
代表者 住 所	甲府市新田町7番4号	甲府市新田町18番15号

3 変更年月日 令和2年4月22日

甲府市告示第246号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和元年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

令和2年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

令和元年度甲府市一般会計補正予算（第7号）

甲府市告示第247号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名 | 住宅使用料督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第248号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事業者名 | 公益財団法人 山梨YMCA |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市中央五丁目4番11号 |
| 3 | 事業所名 | 山梨YMCA 南西ぼかぼか教室&きらきら教室 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市下石田二丁目2番10号 |
| 5 | 事業の種類 | 児童発達支援 |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102374 |
| 7 | 廃止年月日 | 令和2年4月30日 |

甲府市告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ラ・クーラ |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市上阿原町126番地10 |
| 3 | 事業所名 | マヴィ.ホームヘルプサービス |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市上阿原町126番地10 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護、重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102696 |
| 8 | 指定年月日 | 令和2年5月1日 |

甲府市告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 事業者名 | 特定非営利活動法人キッズステーション |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県北杜市須玉町藤田441番地2 |
| 3 | 事業所名 | ワークステーション |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市屋形三丁目5番4号 |
| 5 | 事業の種類 | 放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102705 |
| 7 | 指定年月日 | 令和2年5月1日 |

甲府市告示第251号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社 あやめ |
| 2 | 事業者の所在地 | 長野県諏訪市中洲4401番地7 |
| 3 | 事業所名 | こどもプラス国玉 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町976番地2 |
| 5 | 事業の種類 | 放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102713 |
| 7 | 指定年月日 | 令和2年5月1日 |

甲府市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 中村町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	小松道弘	丸茂千賀子
代表者 住所	甲府市中村町9番7号	甲府市中村町11番18号

3 変更年月日 令和2年4月11日

甲府市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下積翠寺町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 本 浩	保 坂 正 明
代表者 住 所	甲府市下積翠寺町797番地	甲府市下積翠寺町137番地

3 変更年月日 令和2年4月14日

甲府市告示第254号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月30日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 上石田四丁目南進自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者氏名	山田康子	吉澤一家
代表者住所	甲府市上石田四丁目18番4号	甲府市上石田四丁目10番25号

3 変更年月日 令和2年4月3日

教育委員会

甲府市教育委員会告示第2号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月13日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 3 委託する事務
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

監査委員会

甲府市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人柴山聡の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和2年4月27日

甲府市監査委員

興 石 十 直
小 林 憲次郎
末 木 咲 子

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日
井上 光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町 13番18号	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日
野中 孝憲	甲府市下飯田2丁目4番25号	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日
今朝丸 亜矢子	山梨県南巨摩郡富士川町長澤432- 22	令和2年5月1日～ 令和3年3月31日

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、令和2年4月28日午前10時00分、甲府市役所本庁舎6階大会議室において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和2年4月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和2年5月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第 2 4 号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 4 9 年 1 2 月 2 3 日条例第 4 9 号）第 8 条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

負担区の名称	令和 2 年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	里吉二丁目の一部（別添図のとおり） 川田町の一部（別添図のとおり）
中道負担区	下向山町の一部（別紙図のとおり）

甲府市上下水道局告示第 25 号

甲府市下水道条例（昭和 37 年 7 月条例第 33 号）第 6 条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成 19 年 4 月規程第 30 号）第 11 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 22 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定年月日	令和 2 年 4 月 22 日
指定番号	第 277 号
指定店名	古谷設備工業
所在地	甲府市青葉町 14-2
代表者氏名	古谷 優

甲府市上下水道局告示第26号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和2年4月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）1号		
工事名	①下水道管布設工事（R2C-1） ②（下甲-3）配水管布設替工事（R2C-1）		
工事場所	甲府市里吉二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①下水道管布設工事 ・硬質塩化ビニル管布設工（φ200） L = 144.0m ・人孔設置工（1号） 3箇所 ・人孔設置工（小型） 3箇所 ・公設柵設置工 12箇所 ・付帯工 1式 ②配水管布設替工事 ・DIP.GX（φ100） 133.0m ・DIP.K（φ100） 1.5m ・RRVP（φ100） 1.5m ・RRVP（φ50） 1.5m ・SSP（φ50） 2.5m ・仕切弁.GX（φ100） 2基 ・仕切弁.F（φ50） 1基 ・消火栓（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 1基 ・臨給工（支給材有） 1式
	2	工期	令和2年12月14日まで
	3	予定価格 （税込み）	31,482,000円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等又は下水道管布設工事等と配水管布設替工事等の合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、1,500万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年4月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年5月7日
	3	申請書受付開始日	令和2年4月22日
	4	申請書受付締切日	令和2年5月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年5月13日
	6	設計図書配付開始日	令和2年4月22日
	7	設計図書配付締切日	令和2年5月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年4月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年5月14日
	10	入札日時	令和2年5月25日 午前9時15分

	11	価格以外の評価点公表日	令和2年5月28日
	12	開札日時	令和2年6月3日 午前9時15分
	13	落札者決定日	令和2年6月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年5月20日 午後5時まで
	2	回答	令和2年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年6月1日まで
	2	回答	令和2年6月2日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年6月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第 27 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 2 年 4 月 22 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110002号		
工事名	(災対-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市上石田二・三丁目地内 (市立石田小学校の西)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ D I P . G X (φ 1 5 0) 4 5 7 . 0 m ・ D I P . G X (φ 1 0 0) 1 1 . 0 m ・ D I P . K (φ 1 0 0) 1 4 . 0 m ・ R R V P (φ 1 0 0) 3 . 5 m ・ D I P . G X (φ 7 5) 4 2 . 0 m ・ R R V P (φ 7 5) 1 4 . 0 m ・ 仕切弁 . G X (φ 1 5 0) 1 6 基 ・ 仕切弁 . G X (φ 1 0 0) 2 基 ・ 仕切弁 (φ 1 0 0) 2 基 ・ 仕切弁 . G X (φ 7 5) 5 基 ・ 仕切弁 (φ 7 5) 1 基 ・ 泥吐弁 . F (φ 7 5) 1 基 ・ 消火栓 (φ 7 5) 3 基 ・ 水抜栓 (φ 2 5) 1 基
	2	工期	令和 2 年 1 2 月 2 4 日まで
	3	予定価格 (税込み)	59,686,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。

			ただし、1件の工事請負額が、2,900万円以上の実績に限る。 元請として平成17年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和2年4月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和2年5月7日
	3	申請書受付開始日	令和2年4月22日
	4	申請書受付締切日	令和2年5月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和2年5月13日
	6	設計図書配付開始日	令和2年4月22日
	7	設計図書配付締切日	令和2年5月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和2年4月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和2年5月14日
	10	入札日時	令和2年5月25日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和2年5月28日
	12	開札日時	令和2年6月3日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和2年6月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和2年5月20日 午後5時まで
	2	回答	令和2年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和2年6月1日まで
	2	回答	令和2年6月2日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和2年6月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第 28 号

甲府市上下水道局契約規程(昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号)及び甲府市契約規則(昭和 50 年 12 月規則第 66 号)第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 2 年 4 月 28 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

1 入札対象物件

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | 上水-15 |
| (2) 物件名 | 粉末活性炭購入(単価契約) |
| (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| (4) 納入期限 | 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで |
| (5) 納入場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 山梨県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において業種が「農工業薬品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県又は県内地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和2年4月28日(火)～令和2年5月13日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(物品))から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和2年4月28日(火)～令和2年5月13日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和2年6月8日(月) 午後1時30分
 - (2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階大会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 契約は、1キログラムあたりの単価契約となるため、入札書へは1キログラムあたりの価格を記載すること。なお、1円未満の端数が生じる場合の端数は、欄外へ記載すること(小数点以下第2位までとすること)。
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約保証人：契約者は、甲府市契約規則に定める契約保証人を立てなければならない。

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 仕様説明会を行わない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理室長（危機管理班長）」の次に「情報戦略室長、」を加え、「危機管理室担当課長班長及びシティプロモーション班長」を「危機管理室担当課長班長及び情報発信班長」に改める。

別表第1、別紙その1、別紙その2を次のように改める。

別表第1

名称			分掌事務	摘要
部（部長）	室等（室長等）	班（班長）		
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室 （危機管理室長）	防災企画班 （防災企画課長）	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 8 災害時の相互援助協定に関すること。 9 地域連絡所との連絡調整に関するこ	初動体制職員 の分掌事務等 は、本部長が別に定める。

			と。 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関する事 11 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関する事 12 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関する事 13 災害救助費の経理に関する事 14 被災者台帳の作成に関する事 15 避難行動要支援者名簿に関する事 16 災害対策本部の移転に関する事 17 気象情報等の収集に関する事 18 同報無線による情報伝達に関する事
		防災指導班 (防災指導課長)	防災企画班への応援に関する事。
		危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関する事。 2 職員の非常招集及び解散の決定に関する事。 3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関する事。 4 連絡室長会議に関する事。 5 受援(総合)に関する事。
		危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	本部員への連絡招集に関する事。
総務部 (総務部長) 議会局長	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対

は、部長を補佐する。		策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援（部内）に関すること。 5 重要書類、データの退避（自治研修センター）に関すること。	
	法制班 （法制課長）	部内各班への応援に関すること。	
	行政管理室 （行政管理室長）	職員班 （職員課長）	1 職員の服務及び出勤に関すること。 2 災害応急対策等に係る求人に関すること。 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。
		業務管理班 （業務管理課長）	部内各班への応援に関すること。
		情報政策班 （情報政策課長）	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
		契約管財室 （契約管財室長）	契約班 （契約課長）
		指導検査班 （指導検査課長）	部内各班への応援に関すること。
		指導検査担当課長班 （指導検査担当課長）	
		財産活用班 （財産活	1 公有財産（土地・建物）の総括管理に関すること。 2 公有財産（建物）の保険契約に関すること。

	用課長)	ること。(他の課等業務に属するものを除く。)
	公共施設 マネジメント担当 課長班 (公共施設 マネジメント担 当課長)	部内各班への応援に関すること。
	管財班 (管財課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借り上げに関すること。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 庁内自衛消防隊の活動に関すること。 5 庁舎設備の管理・復旧に関すること。 6 市有財産の管理に関すること。 7 庁用自動車(本庁舎)の移動に関すること。 8 庁舎の浸水防止対策に関すること。
市長室 (市長室 長)	秘書班 (秘書課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長等の被災地の視察に関すること。 2 国及び県関係者の応接に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。
	市民の声 担当課長 班 (市民の 声担当課 長)	秘書班への応援に関すること。

		国際交流班 (国際交流課長)	秘書班への応援に関する事。
	情報戦略室 (情報戦略室長)	情報発信班 (情報発信課長)	1 災害応急対策の広報に関する事。 2 災害状況の記録撮影に関する事。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。
		記念事業班 (記念事業課長)	部内各班への応援に関する事。
	議会総室 (議会総室長)	総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
		政策調査担当課長班 (政策調査担当課長)	
		議事班 (議事課長)	
企画部 (企画部長)	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関する事。
	企画経営室 (企画経営室長)	行政経営班 (行政経営課長)	部内各班への応援に関する事。

		財政班 (財政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。
		連携推進班 (連携推進課長)	部内各班への応援に関する事。
市民部 (市民部長) 税務統括監は、市民部長を補佐する。	市民総室 (市民総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		市民班 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関する事。 2 避難者及び被災者の収容に関する事。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関する事。 4 避難状況の本部への報告に関する事。 5 来庁者(本庁舎)の避難誘導に関する事。 6 安否情報の提供。
		国民健康保険班 (国民健康保険課長)	市民班への応援に関する事。
		中道支所班 (中道支所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。 3 来庁者(中道支所)の避難誘導に関する事。 4 庁用自動車(中道支所)の移動に関する事。 5 重要書類、データの退避(中道支

		所) に関する事。
	上九一色出張所班 (上九一色出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。
市民協働室 (市民協働室長)	消費生活班 (消費生活課長)	部内各班への応援に関する事。
	協働推進班 (協働推進課長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関する事。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関する事。 3 災害ボランティアの支援に関する事。
	協働支援班 (共同支援課長)	部内各班への応援に関する事。
	人権男女参画班 (人権男女参画課長)	1 総務班への応援に関する事。 2 来庁者(南庁舎)の避難誘導に関する事。 3 庁用自動車(南庁舎)の移動に関する事。 4 重要書類、データの退避(南庁舎)に関する事。
課税管理室 (課税管理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
	資産税班 (資産税課長)	
収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
	滞納整理	

		班 (滞納整理課長)	
	選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総室 (福祉保健総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関する事。 6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する事。 7 義援金の受付及び配分計画に関する事。 8 受援(部内)に関する事。
		指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関する事。
	健康長寿室 (健康長寿室長)	健康政策班 (健康政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関する事。 2 県、市災害対策本部及び他の地区保

		<p>健医療救護対策本部、関係機関等との連携に関すること。</p> <p>3 市保健医療教護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</p> <p>4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</p> <p>5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関すること。</p> <p>6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関すること。</p>
	<p>地域保健班 (地域保健課長)</p>	<p>1 医療機関等への訪問調査に関すること。</p> <p>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</p> <p>3 医療救護所の(設置、)運営に関すること。</p> <p>4 医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</p> <p>6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</p> <p>7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関すること。</p> <p>8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>9 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
健康支援センター (保健所長)	<p>精神保健班 (精神保健課長)</p>	<p>健康増進班の応援に関すること。</p>
	<p>母子健康班 (母子健康課長)</p>	<p>健康増進班の応援に関すること。</p>
	<p>医務感染</p>	<p>1 医療、災害情報などの収集、伝達、</p>

	症班 (医務感 染症課 長)	記録(クロノロジー)に関する事 2 EMISを活用した、現地情報・医療機 関等の情報収集・分析に関する事 3 医療スタッフ等の派遣要請に関する こと。 4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーデ ィネーターの受入れの県との協議に関 すること。 5 透析等特殊医療の情報収集・対応に 関すること。 6 市三師会等関係団体との調整に関す ること。 7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制 の確保・調整及び搬送支援に関するこ こと。 8 その他、災害医療関係の確保・調整 に関する事。
	感染症担 当班 (感染症 担当課 長)	医務感染症班の応援に関する事。
	生活衛生 薬務班 (生活衛 生薬務課 長)	1 医薬品、医療資機材等の調達・調 整・搬送体制の確保に関する事。 2 医療専門ボランティアの募集窓口へ の協力に関する事。 3 災害による遺体の処理に関するこ こと。 4 その他、災害時の対物保健に関する こと。
福祉支援 室 (福祉支 援室長)	生活福祉 班 (生活福 祉課長)	部内各班への応援に関する事。
	高齢者福 祉班 (高齢者 福祉課)	1 避難行動要支援者等に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。

		長)	
		介護保険班 (介護保険課長)	
		介護予防班 (介護予防課長)	
		障がい福祉班 (障がい福祉課長)	
	会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 義援金の受け入れに関する事。
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども未来総室 (子ども未来総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		子ども応援班 (子ども応援課長)	部内各班への応援に関する事。
		子育て支援班 (子ども支援課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関する事。
		子ども保育班 (子ども保育課長)	1 児童等の安全確保に関する事。 2 児童館の安全確保に関する事。 3 放課後児童クラブの安全確保に関する事。

		長)	
		母子保健班 (母子保健課長)	福祉保健部健康増進班の応援に関する事 こと。
環境部 (環境部 長) 甲府・峡 東地域ご み処理施 設事務組 合事務局 長は、部 長を補佐 する。	環境総室 (環境総 室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する こと。 2 部内の庶務に関する事 こと。 3 部の管理に属する施設等への応急対 策の指示及び被災状況のとりまとめに 関する事 こと。 4 受援(部内)に関する事 こと。 5 来庁者の避難に関する事 こと。 6 庁用自動車の移動に関する事 こと。 7 重要書類、データの退避に関する事 こと。
		環境保全 班 (環境保 全課長)	1 部内各班への応援に関する事 こと。 2 災害廃棄物の処理について住民への 広報・相談に関する事 こと。 3 原子力災害発災時における緊急時モ ニタリング活動に関する事 こと。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニ タリングに関する事 こと。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関する 事 こと。
	廃棄物対 策室 (廃棄物 対策室 長)	減量班 (減量課 長)	1 部内各班への応援に関する事 こと。 2 廃棄物の区分・処理方法についての 住民への指導・相談に関する事 こと。 3 指定管理者制度導入施設(リサイク ルプラザ)における施設利用者等の安 全確保に関する事 こと。
		収集衛生 班 (収集衛 生課長)	1 避難所及び一般家庭から排出され る、ごみ・がれき等の収集及び運搬に 関する事 こと。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置 と管理に関する事 こと。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭か ら排出されるし尿等の収集及び運搬に

			<p>関すること。</p> <p>4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。</p> <p>5 支援業者への収集運搬委託事務に関すること。</p>
		<p>廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)</p>	<p>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関すること。</p> <p>2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関すること。</p> <p>3 がれきの分別、処理に関すること。</p> <p>4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。</p> <p>5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</p> <p>6 支援業者への処理委託業務に関すること。</p>
産業部 (産業部長)	産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対応策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 受援(部内)に関すること。</p>
		雇用創生班 (雇用創生課長)	観光班への応援に関すること。
	観光商工室 (観光商工室長)	観光班 (観光課長)	<p>1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。</p> <p>2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
		商工班 (商工課長)	<p>1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。</p>
		中心街再生担当課	部内各班への応援に関すること。

	長班 (中心街 再生担当 課長)	
農林振興 室 (農林振 興室長)	農政班 (農政課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 農業団体等との連絡調整に関すること。 3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道・農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避に関すること。
	就農支援 班 (就農支 援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。 3 農業団体等との連絡調整に関すること。 4 園芸施設等の被災証明書の交付に関すること。 5 農業センター来所者の避難誘導に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避（農業センター）に関すること。
	林政班 (林政課 長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
市場経営 室 (市場経 営室長)	経営管理 班 (経営管 理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市場の活動の調整及び連絡に関すること。 2 市場の庶務に関すること。 3 市場の管理に属する施設等への応急

			<p>対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 市場流通機能の応急対策に関すること。</p> <p>5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関すること。</p> <p>6 場内各業者との情報収集伝達等に関すること。</p>
	農業委員会事務局 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局 班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。
まちづくり部 (まちづくり部長) リニア交通政策監は、まちづくり部長を補佐する。	まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 受援(部内)に関すること。</p>
		住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
		空き家対策班 (空き家対策課長)	<p>1 部内各班への応援に関すること。</p> <p>2 危険な空き家等の所有者への指導等に関すること。</p>
	まち開発室 (まち開発室長)	都市計画班 (都市計画課長)	区画整理区域内の応急対策に関すること。
		地域デザイン担当課長班 (立地適正化担当)	部内各班への応援に関すること。

	課長)	
	産業立地班 (産業立地課長)	部内各班への応援に関する事。
	区画整理班 (区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。
まち整備室 (まち整備室長)	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関する事。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関する事。 4 交通規制への協力及び交通安全に関する事。
	公園緑地班 (公園緑地課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 来庁者(西庁舎)の避難誘導に関する事。 3 庁用自動車の移動に関する事。 4 重要書類、データの退避(西庁舎)に関する事。
	道路河川班 (道路河川課長)	1 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。 2 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関する事。 3 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関する事。 4 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 放置車両の移動に関する事。 7 道路の応急措置に関する事。 8 水防資材の輸送及び応急処理に関する事。

		<p>9 水門等の災害復旧工事に関すること。</p> <p>10 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。</p> <p>11 応急排水に関すること。</p>
	<p>地籍調査班 (地籍調査課長)</p>	<p>部内各班への応援に関すること。</p>
<p>施設整備室 (施設整備室長)</p>	<p>建築指導班 (建築指導課長)</p>	<p>1 災害時の建築指導に関すること。</p> <p>2 被災者に対する建築相談に関すること。</p> <p>3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。</p> <p>4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。</p> <p>5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関すること。</p> <p>6 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p>
	<p>建築営繕班 (建築営繕課長)</p>	<p>1 緊急収容施設の建築に関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅の建築等に関すること。</p> <p>3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。</p> <p>4 被災した住宅の応急修理に関すること。</p> <p>5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。</p>
	<p>公共施設保全担当班 (公共施</p>	<p>部内各班への応援に関すること。</p>

		設保全担 当課長)	
	リニア交 通室 (リニア 交通室 長)	リニア政 策班 (リニア 政策課 長)	1 部内各班への応援に関する事 2 交通関係機関との連絡調整に関する こと。
		交通政策 班 (交通政 策課長)	
病院部 (病院長 の指名す る副院長) 他の副院長及び事務局長 は、部長 を補佐す る。	病院事務 総室 (病院事務 総室 長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する こと。 2 部内の庶務に関する事。
		経営企画 班 (経営企 画班長)	3 部の管理に属する施設等への応急対 策の指示及び被災状況のとりまとめに 関すること。 4 職員の動員に関する事。
		医事班 (医事課 長)	
		診療班 (診療部 長)	1 収容者に対する医療看護に関する事 2 医薬品その他衛生資材の確保に関する こと。
		診療支援 班 (診療支 援部長)	3 移動医療に関する事。 4 その他医療全般に関する事。
		医療支援 センター 班 (医療支 援センター 長)	医療班への応援に関する事。
		放射線班 (放射線 部長)	診療班及び診療支援班への応援に関する こと。
		薬剤班	

		(薬剤部長)	
		看護班 (看護部長)	
		総合相談センター班 (総合相談センター長)	医事班への応援に関する事。
		医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関する事。
		医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
		経営改善対策班 (経営改善対策部長)	
上下水道部 (業務部長) 工務部長は、業務部長を補佐する。	業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 部に係る災害予算及び経理に関する事。 5 応急対策の計画推進に関する事。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統
		経営企画班 (経営企画課長)	

		<p>計に関すること。</p> <p>7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関すること。</p> <p>8 節水、断水及び給水の宣伝に関すること。</p> <p>9 受援（部内）に関すること。</p> <p>10 来庁者（部内）の避難誘導に関すること。</p> <p>11 庁用自動車の移動に関すること。</p> <p>12 重要書類、データの退避（部内）に関すること。</p>
	工事検査班 (工事検査課長)	契約管財室指導検査班の事務。
営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関すること。
	給排水班 (給排水課長)	
工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関すること。
水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	<p>1 飲料水の補給に関すること。</p> <p>2 水源の確保に関すること。</p> <p>3 送・配水施設の応急復旧に関すること。</p> <p>4 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。</p> <p>5 取・導・浄水施設の応急復旧に関すること。</p> <p>6 水質の検査及び保持に関すること。</p> <p>7 簡易水道施設等に関すること。</p> <p>8 工事指定店の動員体制の配備に関すること。</p>
	水道班 (水道課長)	
	浄水班 (浄水課長)	
下水道管	下水道班	1 処理施設の被害状況調査、応急措置

	理室 (下水道 管理室 長)	(下水道 課長) 浄化セン ター班 (浄化セ ンター課 長)	及び修繕に関する事 2 下水道管の被害状況調査及び緊急措 置に関する事 3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に 関する事。
教育部 (教育部 長)	教育総室 (教育総 室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する 事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対 策の指示及び被災状況のとりまとめに 関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		学校教育 班 (学校教 育課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避 難及び応急教育指導に関する事。 ・登校、下校に関する事。 ・緊急避難に関する事。 ・臨時休業に関する事。 ・各学校の被災状況及び被災児童生徒の 実態調査に関する事。 ・授業再開までの諸調査に関する事。 2 教科書、教材文房具等の交付に関す る事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
		学事班 (学事課 長)	1 学校教育班への応援に関する事。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生 徒の実態調査に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
		教育施設 班 (教育施 設課長)	1 まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生 徒の実態調査に関する事。
		甲府商業 高等学校 事務局班	学校教育班への応援に関する事。

		(甲府商業高等学校事務長)		
		甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校事務長)		
	生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	部内各班への応援に関する事。	
		歴史文化財班 (歴史文化財課長)	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関する事。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関する事。	
		スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関する事。	
		図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 図書館の利用者の避難誘導に関する事。	
消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐		総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
		警防班 (警防課長)		
		救急救助班 (救急救助課長)		
		消防班		

する。	(所轄署長)	
	企画班 (企画課長)	
	人事班 (人事課長)	
	予防班 (予防課長)	
	指令班 (指令課長)	

(別紙その1)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課・危機管理課
市民部	市民総室	総務課・中道支所・上九一色出張所
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・就農支援課・林政課
まちづくり部	まちづくり総室・まち整備室・施設整備室	総務課・道路河川課・建築指導課
上下水道部	全室	
消防部		各署

(別紙その2)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課・危機管理課（危機管理担当課長を含む。）
総務部	総務総室・行政管理室・契約管財室	総務課・情報政策課・職員課・契約課・管財課
	市長室・情報戦略室	全課
企画部	全室	全課

市民部	市民総室・市民協働室	総務課・協働推進課・中道支所・上九一色出張所
福祉保健部	全室	全課
子ども未来部	子ども未来室	全課
環境部	環境総室	総務課
産業部	全室	総務課・農政課・就農支援課・林政課・農業委員会事務局
まちづくり部 (リニア交通政策監を含む。)	全室	全課
市立病院(事務局)部	病院事務総室	総務課
教育部	全室	全課(学校事務局・図書館を含む。)
上下水道部	全室	全課
消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理室長（危機管理班長）」の次に「、情報戦略室長」を追加し、「危機管理室担当課長班長及びシティプロモーション班長」を「危機管理室担当課長班長及び情報発信班長」に改める。

別表第1

名称			分掌事務	摘要
部（部長）	室等（室長等）	班（班長）		
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室 （危機管理室長）	防災企画班 （防災企画課長）	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令に関すること。 8 災害時の相互援助協定に関すること。 9 地域連絡所との連絡調整に関すること。 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関すること。 11 県、指定地方行政機関及び指定地方公共	初動体制 職員の分 掌事務等 は、本部 長が別に 定める。

			<p>機関その他関係機関との連絡に関すること。</p> <p>1 2 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関すること。</p> <p>1 3 災害救助費の経理に関すること。</p> <p>1 4 被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>1 5 避難行動要支援者名簿に関すること。</p> <p>1 6 同報無線による情報伝達に関すること。</p>
		防災指導班 (防災指導課長)	防災企画班への応援に関すること。
		危機管理班 (危機管理課長)	<p>1 本部員への連絡招集に関すること。</p> <p>2 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。</p> <p>3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関すること。</p> <p>4 連絡室長会議に関すること。</p> <p>5 受援(総合)に関すること。</p>
		危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	本部員への連絡招集に関すること。
総務部 (総務部長) 議会局長は、総務部長を補佐する。	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 受援(部内)に関すること。</p> <p>5 重要書類、データの退避(自治研修センター)に関すること。</p>
		法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関すること。
	行政管理室 (行政管理室長)	職員班 (職員課長)	<p>1 職員の服務及び出勤に関すること。</p> <p>2 災害応急対策等に係る求人に関すること。</p> <p>3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関すること。</p>

		4 職員の健康管理に関すること。
	業務管理班 (業務管理課長)	部内各班への応援に関すること。
	情報政策班 (情報政策課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関すること。
	指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関すること。
	指導検査担当課長班 (指導検査担当課長)	
	財産活用班 (財産活用課長)	1 公有財産(土地・建物)の統括管理に関すること。 2 公有財産(建物)の保険契約に関すること。(他の課等業務に属するものを除く。)
	公共施設マネジメント担当班 (公共施設マネジメント担当課長)	部内各班への応援に関すること。
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関すること。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 庁内自衛消防隊の活動に関すること。 5 庁舎設備の管理・復旧に関すること。
市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関すること。 2 国及び県関係者の応接に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。
	市民の声担当課長班	秘書班への応援に関すること。

		(市民の声担当課長)	
		国際交流班 (国際交流課長)	秘書班への応援に関する事。
	情報戦略室 (情報戦略室長)	情報発信班 (情報発信課長)	1 災害応急対策の広報に関する事。 2 災害状況の記録撮影に関する事。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。
		記念事業班 (記念事業課長)	情報発信班への応援に関する事。
	議会総室 (議会総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
		政策調査担当班 (政策調査担当課長)	
		議事班 (議事課長)	
企画部 (企画部長)	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。
		企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関する事。
	企画経営室 (企画経営室長)	行政経営班 (行政改革課長)	部内各班への応援に関する事。
		財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。
		連携推進班 (連携推進課長)	部内各班への応援に関する事。
市民部 (市民部長) 税務統括監	市民総室 (市民総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。

は、市民部長を補佐する。		4 受援（部内）に関すること。
	市民班 （市民課長）	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関すること。 2 避難者及び被災者の収容に関すること。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関すること。 4 避難状況の本部への報告に関すること。 5 安否情報の提供。
	国民健康保険班 （国民健康保険課長）	市民班への応援に関すること。
	中道支所班 （中道支所長）	1 支所内自衛消防隊に関すること。 2 市民班への応援に関すること。
	上九一色出張所班 （上九一色出張所長）	1 出張所内自衛消防隊の活動に関すること。 2 市民班への応援に関すること。
市民協働室 （市民協働室長）	消費生活班 （消費生活課長）	部内各班の応援に関すること。
	協働推進班 （協働推進課長）	1 地域内の情報収集及び伝達に関すること。 2 被災者の要望及び陳情の受付に関すること。 3 災害ボランティアの支援に関すること。
	協働支援担当班 （協働支援課長）	部内各班への応援に関すること。
	人権男女参画班 （人権男女参画課長）	総務班への応援に関すること。
課税管理室 （課税管理室長）	市民税班 （市民税課長）	1 住家等の被害状況調査に関すること。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関すること。
	資産税班	

		(資産税課長)	
	収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長) 滞納整理班 (滞納整理課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
	選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	部内各班への応援に関する事。
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総室 (福祉保健総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関する事。 6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する事。 7 義援金の受付及び配分計画に関する事。 8 受援(部内)に関する事。
		指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関する事。
	健康長寿室 (健康長寿室長)	健康政策班 (健康政策課長)	1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関する事。 2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関等との連携に関する事。 3 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタ

		<p>ップ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</p> <p>4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</p> <p>5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関すること。</p> <p>6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関すること。</p>
	<p>地域保健班 (地域保健課長)</p>	<p>1 医療機関等への訪問調査に関すること。</p> <p>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</p> <p>3 医療救護所の(設置、)運営に関すること。</p> <p>4 医療救護班の指揮に関すること。</p> <p>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</p> <p>6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</p> <p>7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関すること。</p> <p>8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>9 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
健康支援センター (保健所長)	<p>精神保健班 (精神保健課長)</p>	<p>健康増進班の応援に関すること。</p>
	<p>母子健康班 (母子健康課長)</p>	<p>健康増進班の応援に関すること。</p>
	<p>医務感染症班 (医務感染症課長)</p>	<p>1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録(クロノロジー)に関すること。</p> <p>2 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。</p> <p>3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</p> <p>4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。</p> <p>5 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。</p> <p>6 市三師会等関係団体との調整に関するこ</p>

			と。 7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。 8 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。
		感染症担当班 (感染症担当課長)	医務感染症班の応援に関すること。
		生活衛生薬務班 (生活衛生薬務課長)	1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。 2 医療専門ボランティアの募集窓口への協力に関すること。 3 災害による遺体の処理に関すること。 4 その他、災害時の対物保健に関すること。
	福祉支援室 (福祉支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関すること。
		高齢者福祉班 (高齢者福祉課長)	1 避難行動要支援者等に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。
		介護保険班 (介護保険課長)	1 避難行動要支援者等に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。
		介護予防班 (介護予防課長)	
		障がい福祉班 (障がい福祉課長)	
	会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 義援金の受け入れに関すること。
子ども未来部 (子ども未来部長)	子ども未来総室 (子ども未来総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		子ども応援班 (子ども応援課長)	部内各班への応援に関すること。

		子育て支援班 (子育て支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関する事。
		子ども保育班 (子ども保育課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保に関する事。 2 児童館の安全確保に関する事。 3 放課後児童クラブの安全確保に関する事。
		母子保健班 (母子保健課長)	福祉保健部健康増進班の応援に関する事。
環境部 (環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、環境部長を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。 5 来庁者の避難誘導に関する事。 6 庁用自動車の移動に関する事。 7 重要書類、データの退避に関する事。
		環境保全班 (環境保全課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関する事。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関する事。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関する事。
	廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	減量班 (減量課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設(リサイクルプラザ)における施設利用者等の安全確保に関する事。
		収集衛生班 (収集衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関する事。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関する事。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出

			<p>されるし尿等の収集及び運搬に関すること。</p> <p>4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。</p> <p>5 支援業者への収集運搬委託事務に関すること。</p>
		<p>廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)</p>	<p>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関すること。</p> <p>2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関すること。</p> <p>3 がれきの分別、処理に関すること。</p> <p>4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。</p> <p>5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</p> <p>6 支援業者への処理委託業務に関すること。</p>
産業部 (産業部長)	産業総室 (産業総室長)	<p>総務班 (総務課長)</p>	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。</p> <p>4 受援(部内)に関すること。</p>
		<p>雇用創生班 (雇用創生課長)</p>	<p>観光班への応援に関すること。</p>
	観光商工室 (観光商工室長)	<p>観光班 (観光課長)</p>	<p>1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。</p> <p>2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
		<p>商工班 (商工課長)</p>	<p>1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。</p>
		<p>中心街再生担当班 (中心街再生担当課長)</p>	<p>部内各班への応援に関すること。</p>
農林振興室 (農林振興室長)	<p>農政班 (農政課長)</p>	<p>1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 農業団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農</p>	

			道、農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。
		就農支援班 (就農支援課長)	1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。 3 農業団体等との連絡調整に関すること。 4 園芸施設等の被災証明書の交付に関すること。
		林政班 (林政課長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 市場の活動の調整及び連絡に関すること。 2 市場の庶務に関すること。 3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。 4 市場流通機能の応急対策に関すること。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関すること。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関すること。
	農業委員会事務局 (農業委員会事務局長)	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。
まちづくり部 (まちづくり部長) リニア交通政策監は、まちづくり部長を補佐する。	まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関すること。
		空き家対策班 (空き家対策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関すること。
	まち開発室	都市計画班	1 区画整理区域内の応急対策に関すること。

(まち開発室 長)	(都市計画課 長)	2 被災宅地危険度判定に関すること。
	地域デザイン 担当課長班 (地域デザイン 担当課長)	部内各班への応援に関すること。
	産業立地班 (産業立地課 長)	部内各班への応援に関すること。
	区画整理班 (区画整理課 長)	部内各班への応援に関すること。
まち整備室 (まち整備室 長)	都市整備班 (都市整備課 長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関すること。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関すること。 4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。
	公園緑地班 (公園緑地課 長)	公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	道路河川班 (道路河川課 長)	1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。 2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。 3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 放置車両の移動に関すること。 6 道路の応急措置に関すること。 7 水門等の災害復旧工事に関すること。 8 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。
	地籍調査班 (地籍調査課 長)	部内各班への応援に関すること。

	施設整備室 (施設整備室 長)	建築指導班 (建築指導課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。 	
		建築営繕班 (建築営繕課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急収容施設の建築に関すること。 2 応急仮設住宅の建築等に関すること。 3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。 4 被災した住宅の応急修理に関すること。 5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。 	
		公共施設保全 担当班 (公共施設保 全担当課長)	部内各班への応援に関すること。	
		リニア交通室 (リニア交通室 長)	リニア政策班 (リニア政策 課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。
			交通政策班 (交通政策課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。
病院部 (病院長 の指名す る副院長) 他の副院長 及び事務局 長は、部長 を補佐す る。	病院事務総室 (病院事務総室 長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。 4 職員の動員に関すること。 	
		経営企画班 (経営企画班 長)		
		医事班 (医事課長)		
		診療班 (診療部長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関すること。
		診療支援班	<ol style="list-style-type: none"> 2 医薬品その他衛生資材の確保に関するこ 	

		(診療支援部長)	と。 3 移動医療に関すること。 4 その他医療全般に関すること。
		医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関すること。
		放射線班 (放射線部長)	診療班及び診療支援班への応援に関すること。
		薬剤班 (薬剤部長)	
		看護班 (看護部長)	
		総合相談センター班 (総合相談センター長)	医事班への応援に関すること。
		医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関すること。
		医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
		経営改善対策班 (経営改善対策部長)	
上下水道部 (業務部長) 工務部長は、業務部長を補佐する。	業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。
		経営企画班 (経営企画課長)	3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 部に係る災害予算及び経理に関すること。 5 応急対策の計画推進に関すること。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関

			<p>すること。</p> <p>7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関すること。</p> <p>8 節水、断水及び給水の宣伝に関すること。</p> <p>9 受援（部内）に関すること。</p> <p>10 避難誘導に関すること。</p>
		工事検査班 (工事検査課長)	契約管財室指導検査班の事務。
	営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関すること。
		給排水班 (給排水課長)	
	工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関すること。
	水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	<p>1 飲料水の補給に関すること。</p> <p>2 水源の確保に関すること。</p> <p>3 送・配水施設の応急復旧に関すること。</p>
		水道班 (水道課長)	4 各配水系統別の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。
		浄水班 (浄水課長)	<p>5 取・導・浄水施設の応急復旧に関すること。</p> <p>6 水質の検査及び保持に関すること。</p> <p>7 工事指定店の動員体制の確認に関すること。</p> <p>8 簡易水道施設等に関すること。</p>
	下水道管理室 (下水道管理室長)	下水道班 (下水道課長)	<p>1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関すること。</p> <p>2 下水道管きよの被害状況調査及び緊急措置に関すること。</p>
		浄化センター班 (浄化センター課長)	3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関すること。
教育部 (教育部長)	教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指</p>

		示及び被災状況のとりまとめに関する事 4 受援（部内）に関する事。
	学校教育班 （学校教育課長）	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び 応急教育指導に関する事。 ・登校、下校に関する事。 ・緊急避難に関する事。 ・臨時休業に関する事。 ・各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実 態調査に関する事。 ・授業再開までの諸調査に関する事。 2 教科書、教材文房具等の交付に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
	学事班 （学事課長）	1 学校教育班への応援に関する事。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実 態調査に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
	教育施設班 （教育施設課長）	1 建設まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実 態調査に関する事。
	甲府商業高等 学校事務局班 （甲府商業高 等学校事務 長）	学校教育班への応援に関する事。
	甲府商科専門 学校事務局班 （甲府商科專 門学校事務 長）	
生涯学習室 （生涯学習室 長）	生涯学習班 （生涯学習課 長）	部内各班への応援に関する事。
	歴史文化財班 （歴史文化財 課長）	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関 する事。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関する事

			と。	
		スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関する事 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関する事	
		図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関する事 2 図書館の利用者の避難誘導に関する事	
消防部 (甲府地区 広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐する。		総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
		警防班 (警防課長)		
		救急救助班 (救急救助課長)		
		消防班 (所轄署長)		
		企画班 (企画課長)		
		人事班 (人事課長)		
		予防班 (予防課長)		
		指令班 (指令課長)		

任免辞令

(市長事務部局)

遠藤夏美

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織情報戦略室情報発信課主事を命ずる
任期は令和4年1月26日までとする

猪又勇一

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室総務課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和3年3月31日までとする

清水健二

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室総務課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和3年3月31日までとする

守屋守

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部行政管理室情報政策課係長を命ずる
任期は令和4年3月31日までとする

古屋金正

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画部企画経営室連携推進課係長を命ずる
任期は令和5年3月31日までとする

松木伊織
清水晟大

永 田 彩 華

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

栗 原 未理亜
上 野 隼

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

雨 宮 嶺 人

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる
任期は令和2年12月25日までとする

小 山 真 由
角 田 健太郎

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部課税管理室市民税課主事を命ずる

野 沢 麻 衣
藤 卷 裕 紀
大須賀 仁 彦

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部課税管理室資産税課主事を命ずる

北 原 里 子

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部収納管理室収納課主事を命ずる

飯 野 愛 梨

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部収納管理室収納課主事を命ずる
任期は令和4年5月31日までとする

樋口 享佑

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

中田 哲生

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部健康長寿室地域保健課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和3年3月31日までとする

松橋 淳

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
福祉保健部健康支援センター精神保健課主事を命ずる

大柴 弘之

技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部健康支援センター医務感染症課技師を命ずる

輿石 望

技術職員に採用する
獣医師を命ずる
福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課技師を命ずる

遠藤 愛子
山形 佳一

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部福祉支援室生活福祉課主事を命ずる

依田 綾香

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる

福祉保健部福祉支援室高齢者福祉課主事を命ずる

荻原 崇史
木之瀬 絢香
保坂 直希

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部福祉支援室介護保険課主事を命ずる

窪川 みかげ
稲葉 萌絵
宮本 舞花

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部福祉支援室障がい福祉課主事を命ずる

佐々木 彩華

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

井坂 優美

事務職員に採用する

社会福祉士を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

山口 初乃香

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子育て支援課主事を命ずる

任期は令和3年5月14日までとする

鷹野 駿
菊嶋 桂衣
望月 すみれ

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

植 松 綾 夏
上 原 綾 夏

(各通)
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事
週31時間勤務を命ずる
任期は令和5年3月31日までとする

神 田 綾 香

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

上 田 彩

技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

野呂瀬 仁

技術職員に採用する
農業職を命ずる
産業部農林振興室農政課長を命ずる

竹 井 泰 紀

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
産業部農林振興室就農支援課主事を命ずる
任期は令和3年5月13日までとする

松 永 智 美

技術職員に採用する
林業職を命ずる
産業部農林振興室林政課技師を命ずる

加 藤 友 浩

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち開発室都市計画課主任を命ずる

松 岡 優太朗
加 藤 康志郎

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室都市整備課技師を命ずる

小田切 理
興 石 萌 香

(各通)
技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち整備室道路河川課技師を命ずる

丸 山 隼 人

技術職員に採用する
電気職を命ずる
まちづくり部施設整備室建築営繕課技師を命ずる

若 菜 弘 幸

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部外科長を命ずる

池 上 みのり

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部形成外科長を命ずる

小田切 祐 一

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部小児科医師を命ずる

大 越 広 貴

技術職員に採用する
医師を命ずる
市立甲府病院診療部呼吸器内科医師を命ずる

奥 脇 徹 也

技術職員に採用する
医師を命ずる

市立甲府病院診療部消化器内科医師を命ずる

城 野 悠 志

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部放射線診断科医師を命ずる

大 森 瑞 江

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部麻酔科医師を命ずる

保 坂 岳

技術職員に採用する

作業療法士を命ずる

市立甲府病院診療部技師を命ずる

近 藤 美結希
中 沢 征 秀
馬 継 千 沙

(各通)

技術職員に採用する

看護師を命ずる

市立甲府病院看護部技師を命ずる

平 田 遼

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

教育委員会に出向させる

有 泉 敦 史

技術職員に採用する

電気職を命ずる

甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 令 和 2 年 4 月 1 日

小 川 忍

技術職員に採用する

保健師を命ずる

福祉保健部健康長寿室健康政策課主任を命ずる

任期は令和5年3月31日までとする

以 上 発 令 日 令 和 2 年 4 月 3 日

市民部 課税管理室 市民税課 主任 志 村 昭 文

退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 2 年 4 月 2 7 日

子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課 係長 齊 藤 一 美
市立甲府病院 看護部 主任 日 向 美 保
市立甲府病院 看護部 技師 元 山 悠 子

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令 和 2 年 4 月 3 0 日

(教育委員会)

興 石 智 也

事務職員に採用する

指導主事を命ずる

教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

以 上 発 令 日 令 和 2 年 4 月 1 日